

平成 20 年 12 月 28 日  
土地家屋調査士 金子 和也

## 第二章 広島県の検地

### 7) 近世検地の慣習 一小結一

これまで近世<sup>1)</sup> 初頭から幕藩期における広島県の検地（地詰）とその条目や検地に係わる文書（広島県史）を紹介し、著者なりの解説を交え、と言うよりも、特に寛政 6 年（1794）に大石久敬<sup>ひさたか</sup>によって著された『地方凡例録』<sup>じかたはんれいろく</sup>や幕吏（幕末関東郡代の手附役とも）を経て廃藩後は大蔵省に職を転じ、退官後大正 4 年（1915）に編成された安藤博の『徳川幕府県治要略』<sup>けんちようりやく</sup>と言った著名な地方書（農政手引書）、又、近世・近代史学の権威、ことに近世農村・地方史では第一人者の児玉幸多氏・北島正元氏、土地制度史の福島正夫氏・大石慎三郎各氏（何れも故人）らの著書や郷土史に依存し、当県における近世検地とはどのようなものだったのかなど、僅かな史料と紙幅ではあったが、本会報原稿にと非力ながら試みた。

今更、“検地”と思われる会員諸兄もおられようが、近世の検地こそ、“地租改正”における改租図（改租絵図・地引絵図・地券図とも）<sup>えす じびき ちけん</sup>4) 作成の原点であり、まさに“筆界”創設の起源なのである。

今回はこれまでのシリーズの一区切りとして、当県の“近世検地の慣習”を挙げ、「まとめ」と言うべきか、シリーズで紹介し得なかった史料や補足・修整も多少加え、著者なりに小結してみたい。

尚、これから挙げる検地に関する項目については、部分的な領内検地はもとより、小規模な新田開発や切開（隠田（おんでん・ほまちだ）・切添・持添などの無願い開墾）による地詰、又は一村限りの地概（地こぶり・地坪・竿入とも）<sup>きりひらき かくしだ きりそえ もちぞえ</sup>52) などは含んでいない。

## 検地の目的と数

### 1) 毛利輝元の惣国検地

毛利輝元<sup>てるもと</sup>によって天正 15 年（1587）から天正 18 年（1590）頃にかけて、全領内（安芸・備後、周防・長門、出雲・石見・隠岐、備中・伯耆の各半国の 9 か国<sup>5)</sup> に亘る）を実施した①「惣国検地」、『萩藩閥閥録』（巻三六）では惣国平均検地<sup>6)</sup>とも称されている。

この惣国検地の目的は、広義では秀吉の全国統一を契機とする「石高・知行制」、即ち“封建体制”の礎を築くための“太閤検地”の一環としての検地であるが、実質は秀吉の命による諸役、ことに軍役賦課基準の確定にあり、外征（文禄・慶長の役）のための検地であったことにもほかならない。併せて、家臣（給人<sup>きゆうにん</sup>）への知行割と給知替、在地（在郷）の土豪・豪農層、商職人等の多様な給人化もみられ、小農と呼ばれた一般下層農（平百姓・小百姓・小前百姓とも）の名請（名負・竿請・高請とも）、即ち土地所有（所持）<sup>しやうのう</sup>8) も積極的に確認（検地帳に登録）された。

しかし、この時の検地規準は一反を 360 歩<sup>9)</sup>、田畑とも等級<sup>たはた</sup>（位・地位・田品とも）を設定せず、田の斗代<sup>とだい</sup>（反当り収穫見積高）を五～六斗、畠（畑）は貫文制<sup>かんもん</sup>（貫高表示＝分錢表示、段錢とも）を採用し、一貫＝一石に換算し、屋敷には高を付けない<sup>ぶんまい</sup>（分米・分錢表示がない。但し、反別と名請人は記してある）などの地域もあり、毛利領独自の従来<sup>てんぶん</sup>（天文末年）からの検地規準と基本的には変わらず、中世的慣習を残していた。又、在地の給人が名請人として検地帳<sup>のとり</sup>（野執帳とも）に記載された手作<sup>てづくり</sup>（てさく）地も容認され、兵農分離が徹底されていない地域もあったが、太閤検地が期した「一地一作人」<sup>さくしき</sup>（作職<sup>10)</sup>＝中間搾取の否定）を原則としていた。

その後も輝元は、文禄・慶長期にも領内検地を行い、慶長 3 年（1598）～同 5 年（1600）にかけて再び②「惣国検地」（慶長検地・毛利検地とも）を実施した。

この検地は、先の①惣国検地を更に徹底・推進するためのもので、大規模な給知替の前提として、中世的慣習を否定しつつ、領内全ての石高を確定し、財政基盤を強化することを目的としていた。

検地は村毎に実施され、新たに一反＝300 歩制を採り、屋敷にも高を付けるなど、太閤検地に準拠する検地規準もみられたが、地域によっては、尚も給人の名請が認められ、田の等級は認められず、畑や屋敷も依然として分錢表示で、茶・桑・漆<sup>うるし</sup>等の小物成（雑税）を把握しないなど、必ずしも検地規準が統一されていた訳ではなかった。但し、畑・屋敷が分錢表示であっても、合計<sup>つじ</sup>（辻）で斗代に換算し、実質的には石高表示と同様の効果があることから、太閤検地の原則に沿ったものとみなし得る説もあるが、先の①惣国検地と同様、この検地に用いられた間竿は「六尺五寸」竿で、太閤検地の「六尺三寸」竿とは、検地規準を大きく異にしていた。<sup>11)</sup>

この慶長の惣国検地は、兼重元統<sup>もとつぐ</sup>・蔵田就貞<sup>なりさだ</sup>両名らを検地奉行としたため、「兼重・蔵田検地」とも称され、安芸・備後両国における毛利治世最後の検地となった。<sup>12)</sup>

又、この兼重・蔵田検地の検地条目とされてきたのが、次の 22 か条からなる慶長 4 年（1599）5 月 5 日付けの“覚”<sup>おぼえ</sup>である。シリーズでは紹介し得なかったのでここで紹介しておきたい。尚、条文前の符号は筆者が付した。（以下同じ）

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 一 検地之事</p> <p>② 一 五間六十間之事、田・畠・屋敷共二13)</p> <p>③ 一 上ノ上 又</p> <p>④ 一 上 一上ノ上</p> <p>⑤ 一 上ノ下 一上</p> <p>⑥ 一 中ノ上 一中ノ上</p> <p>⑦ 一 中 一中</p> <p>⑧ 一 中ノ下 一下</p> <p>⑨ 一 下ノ上 一下ノ下</p> <p>⑩ 一 下 已上六だん敷</p> <p>⑪ 一 下ノ下 已上九だんに敷</p> <p>⑫ 一 畠・屋敷もたん上中下ノわけやう同前之事</p> <p>⑬ 一 年々作之山畠14)之事</p> <p>⑭ 一 かたあらし之山畠14)之事</p> <p>⑮ 一 茶・かうぞ・くわ木之事</p> <p>付、うるし之事15)</p> <p>⑯ 一 上中下わけやうハ、諸郷をしなミ16)一ツは17)たるへく候、其郷くにあわせての上中下にてハ有ましき事</p> | <p>⑰ 一 はらりと組易18)候する間、只今の給主二目をかけ候て検地仕ましき事</p> <p>⑱ 一 小くミ之衆やしきもち給19)など心持之事</p> <p>⑲ 領地之事、もちてより候てよく仕なし候も有之、あしくもちなし候も有之間、それハ時々之さいかん20)無調法にて候条、よきもちてにもたせ候ハ、これほどの知行たるへきと存を目あてに検地可仕候、只今無調法仁のもちくさし22)候にハかまひ候ましき候、領知之むまれ21)つき次第二検地可仕事</p> <p>⑳ 以来組易18)之時之心持之事</p> <p>㉑ 公領人給分目心持有ましき事</p> <p>㉒ 諸郷公領人給大給主・小給主の分目なし、ひとつは17)の目にて可仕事</p> <p>㉓ 已上</p> <p>右相定所如件</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

慶長四 五月五日 (益田元祥カ) (黒印)

- 1) 近世の時代区分は、一般には幕藩（江戸）時代を指すが、<sup>しよくほう</sup>織豊期、或は<sup>とよとみ</sup>豊臣政権成立から明治維新、或は太政官（明治政府最高機関）によって廃藩置県が断行された明治 4（1871）年までとするのが通例である。しかし、広島県域におけるその始まりは、毛利輝元が広島城を築調した天正 19（1591）年、或は福島正則が芸備両国 16 郡を受封した慶長 5 年（1600）年からとする考えなどがある。廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ（昭和 50 年、廿日市町）』36 頁（解説）、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997 年、角川書店）
- 2) 著者大石猪十郎久敬は、高崎八万二千石の領主松平右京亮輝和の郡奉行を勤め、『地方凡例録』全 11 巻を著した寛政 6（1794）年に歿している。又、この書は、明治 6 年 7 月の<sup>うきょうのすけてるやす</sup>地租改正法令公布前、当時大蔵大輔<sup>こおり</sup>（たゆう・だゆうとも）の井上馨<sup>かほる</sup>の名を以て明治 5 年（壬申）6 月に太政官正院に提出された答議書（陸奥宗光が明治 5 年 4 月に太政官に上申した田租改革建議に対する大蔵省の答議）後段で、「（中略）<sup>かつ</sup>且右議事所之儀ハ、素ヨリ田租改正之一事而已<sup>のみ</sup>ニ無之、<sup>これなく</sup>総而将来地方ニ関係施行之<sup>じょうもく</sup>条目等、<sup>ひやっぼん</sup>百般之事務之ヲ公議且記載シ、<sup>これ</sup>終ニ地方凡例録ノ如キ老部ノ書を大成致シ、<sup>もつ</sup>以テ地方官勤仕録と<sup>したくぞんじ</sup>支度存候間、<sup>あいだ</sup>早々御許可御座候様支度。右御許可之上ハ、<sup>したき</sup>猶議事規則等取調相伺候様可仕候。此段奉伺候也。」とし、幕藩時代の農政手引書としては最高、かつ田租改正（後の地租改正）には欠かすことができない地方官勤仕録の先例であるということをも裏付けるものである。大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻（昭和 50 年、近藤出版社）解題 1 頁～同 7 頁、福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003 年、有斐閣）100 頁～104 頁、有尾敬重著・福島正夫解題『本邦地租の沿革』（1977 年、お茶の水書房）解題 42 頁～43 頁
- 3) 安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和 46 年、柏書房）491 頁～494 頁（解題）
- 4) いわゆる「公図」（旧土地台帳附属地図）と呼ばれる不動産登記法第 14 条第 4 項規定の「地図に準ずる図面」、それであるが、この原点は、地租改正の“**改租作業**”（明治 6 年 7 月 28 日「地租改正法令」公布（①上諭（勅諭）、②地租改正法（太政官布告）、③地租改正条例（太政官布告第 272 号）、④地租改正施行規則（大蔵省事務総裁達）、⑤地方官心得書（大蔵省事務総裁達））における“**改租図**”のほか、その前提となった“**壬申地券交付調査**”（明治 4 年 12 月 27 日太政官布告第 628 号「東京府下武家地町地ノ称ヲ廃止シ地券発行地租収納スル」・明治 5 年 2 月 24 日大蔵省達第 25 号「地所売買譲渡二付地券渡方規則」・明治 5 年 7 月 4 日大蔵省達第 83 号「全国一般ニ地券ヲ発行」）での“**地引絵図**”、又“**地籍編製**”（明治 7 年 12 月 28 日内務省乙第 84 号「地籍編集調査ノ達」・明治 9 年 5 月 23 日内務省達丙第 35 号「地籍編製地方官心得書」・明治 9 年 6 月 8 日太政官達第 60 号「道路ノ等級ヲ廢シ國道<sup>こく</sup>縣道里道ヲ定ム」関連）での“**地籍地図**”、及び“**地押調査**”（明治 17 年 12 月 16 日大蔵省達第 89 号「地租ニ関スル諸帳簿様式」・明治 18 年 2 月 18 日大蔵卿訓示「地押調査ノ件」・明治 20 年 6 月 20 日大蔵大臣内訓第 3890 号「町村地図調製式及更正手続」）における“**更正地図**”がり、これら“四事業”で作成された内の一つが、明治 22 年 3 月 22 日勅令第 39 号を以て公布された「土地台帳規則」の土地台帳附属地図とされた。（従って、翌 3 月 23 日法律第 13 号を以て地券は廃止され、地租改正のシンボルをなした「地券」は、その 17 年の生涯を通じて公証権威につき、一瞬も疑われることなく土地台帳へと引継がれた。）又、その附属地図にどれを充てるのかは、各府県で相違しており、調製はその町村の選択で認めた広島県（明治 22 年 1 月 26 日訓令甲第 13 号）のような場合もあり、それが「公図」として、現在もその根幹をなしている。佐藤基次郎『公図読図の基礎』（平成 13 年（2001）、古今書院）3 頁～11 頁・30 頁、福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003 年、有斐閣）259 頁～261 頁・508 頁

- 5) この惣国検地の結果は秀吉にも報告され、天正 19 (1591) 年 3 月 13 日、毛利領国を 112 万石とする秀吉からの宛行(あておこない)状(あてがひ) (朱印状・御朱印とも) が出された。『芸侯三家誌』(著者は未だ之を詳にするを得ず、蓋し三家(毛利・吉川・小早川家)の臣の文筆あるもの所の為歟。或は云ふ、陰徳太平記(三家を中心とした幕藩中期の軍記、周防岩国藩士香川正矩・菟真編、81 卷 41 冊、元禄 8 年 (1695) 成立、正徳 2 年 (1712) 刊) 著者一派の手に出づと。未だ其当否を知らず。) には、

安藝・周防・長門・石見・出雲・備後・隠岐・伯耆三郡・備中半國々之内、  
右國々檢地任\_帳面\_百十二萬石事相副、目錄別紙宛行訖。全可レ有\_領地\_也。

天正十九年三月十三日 秀吉 御書判

羽柴安藝宰相(輝元)殿

とある。『芸侯三家誌』(昭和 55 年、歴史図書社) 刊行の辞・653 頁～655 頁(毛利輝元領國の御朱印を給ふ事)、『広島県史』近世 1 通史 III (昭和 56 年、広島県) 42 頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ 34 (昭和 47 年、山川出版社) 89 頁、岸田裕之編『広島県の歴史』県史 34 (1999 年、山川出版社) 151 頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997 年、角川書店)、NHK 歴史誕生取材班編『歴史誕生 7』(平成 2 年、角川書店) 57 頁(天下人秀吉の誤算)、東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三(九五六 豊臣秀吉領知朱印状(折紙)) 236 頁  
(<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html#東京大学史料編纂所>) 東京大学史料編纂所データベース

- 6) 「惣国平均検地」と読むのであろうか。後の萩藩の寛永元(1624)年 12 月から翌 2 (1625) 年 8 月にかけて行われた総検地、いわゆる「寛永検地」は、別に「坪検地」とも称されており、『徳川幕府県治要略』には「見平均」、『地方凡例録』には「平均籠」とかの語が見られる。『広島県史』近世 1 通史 III (昭和 56 年、広島県) 28 頁、『広島県史』総説(昭和 59 年、広島県) 130 頁、神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983 年、教育社) 207 頁・255 頁(検地施行年表)、安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和 46 年、柏書房) 220 頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』下巻(昭和 44 年、近藤出版社) 208 頁

『萩藩閥閥録』巻三六(原権左衛門)には、天正 18 (1590) 年 12 月 10 日付けの讃岐守(原(久左衛門尉)武信)から九右衛門尉(原(九右衛門尉)元勝)宛の讓状(相続・讓渡證文)があり、これに「讓去天正五年雖一通調置之、依惣国平均検地、相違之儀存之条認易所也、當知行長州厚東郡之内四拾石余足之事(中略)右之地同御感状拜領之、(中略)」とあり、惣国平均検地に依って不確定であった知行地<sup>7)</sup>(給知、給地とも)の石高が明確になったとしている。又、文中の「感状」とは、領主や上司が戦功を賞して家臣へ与える文書で、所領(知行地)安堵・恩賞請求・家名誇示の証拠となった。山口県文書館編『萩藩閥閥録』第二巻(昭和 43 年、同館) 7 頁～9 頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997 年、角川書店)

- 7) 「給人」とも言い、一般には、領主から知行権(知行地=給知)を与えられた家臣である。
- 8) 幕藩時代の「所持」とは、大きく分け三通りの説があり、第一は、領主(幕藩主など)を所有者とし、名請人は土地を単に占有(保有・耕作権)したに過ぎない「領主的土地所有説」である。第二は、名請人(名主・請人・地主とも)こそが土地所有者であり、領主は年貢諸役の賦課・徴収権をもつに過ぎないとする「農民土地私有説」であり、第三は、領主と名請人が、所有の内実を異にしながらも、共に所有者として土地に関っていたとする「重疊的土地所有権説」がある。何れにしても、検地帳に登録された時から、請地(高請地・本田畑とも)に緊縛され、領主への絶対的な年貢上納義務を課せられた作人であったことには相違ない。渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史 3 土地所有史』(2002 年、山川出版社) 249～250 頁、児玉幸多『江戸時代の農民生活』(昭和 23 年、大八洲史書)

51 頁、石井良助編『法制史』体系日本史叢書 4（昭和 44 年、山川出版社）320 頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第 5 卷（昭和 60 年、吉川弘文館）191 頁（検地）

又、石井良助氏（故人）は、大名がその封地から収益（年貢）を徴収すること（およびその土地）を領知と称し、旗本・御家人については知行と称した。これに対して、私人が地主として土地を支配するときは、これを所持と称し、領知、知行と所持とを混同することはなかった。江戸時代では領知権は公権、所持権は私権と考えられていたことを示すものである。今の言葉でいえば、前者は租税徴収権の公権であり、後者は所有権に近いものというべきであろう。両者をともに合わせて所有権と呼ぶのは、当時の人の意識にも背くものであるし、そう解しては明治初年の地租改正で、近代的土地所有権が大した混乱も起こらずに成立したことを説明できないであろう。もともと、そうだからといって、両者を今日の租税徴収権（領有権）と所有権のように厳密に対立させて考えることは正しくない。現に、寺社領という言葉は両者に通じて用いられているし、年貢という言葉も租税の意味にも、小作料の意味にも用いられている。中世に比べると、両者は公権、私権として相当程度分化したという意味である。と幕藩時代（幕領）における領知と所持の関係について解析されている。石井良助編『法制史』体系日本史叢書 4（昭和 44 年、山川出版社）218 頁～219 頁・320 頁

尚、先の「地租改正で、近代的土地所有権が大した混乱も起こらずに成立した」とは、特に改租作業において、当初に当面する「土地の境界」の整理、言わばその序曲を為す「地押丈量」の過程においては、勿論例外もあろうが、実施中紛糾があまりみられず、これを原因とする抵抗はなく、むしろ人民は、相当積極的に測量事業を行い、その地押丈量は概して信頼すべきものであり、且つ、当時にして緻密を尽くしていたことは（林野は別）、一世紀を経た現在も尚、不動産登記法第 14 条第 4 項に規定する「地図に準ずる図面」の存在がそれを物語っている。

大蘇（月岡）芳年画「明治小史年間記事」（明治 10 年 1 月刊）



三重県の地租改正反対一揆を描いた錦絵が、鎮定後 1 カ月そこそこで発行された。

日本近代史研究会編『近代日本史』第 3 卷（昭和 41 年、国文社）34 頁・35 頁及び注釈

又、明治 9（1876）年 5 月の和歌山県下の農民騒擾、同年 11 月末から 12 月初めかけての茨城県騒擾、続く同月中旬に三重県から始まる大一揆、いわゆる伊勢暴動（これが直接の契機となり詔書と共に明治 10 年 1 月 4 日太政官布告第 1 号（明治十年ヨリ地價百分ノ貳分五厘ト被定 候條）及び同日布告第 2 号（民費賦課ノ儀明治十年ヨリ正租五分ノ壹ヨリ超過スヘカラス）により減租（正租と民費を併せて地価の 4/100（正租 3/100+民費 3/100×1/3）→ 3/100（正租 2.5/100+民費 2.5/100×1/5）となり、課税負担は 25%軽減された）が実現した。）は、一般に「地租

改正一揆」などと呼ばれているが、その主たる原因は、改租おける「土地の境界」や「地押丈量」に係るものではなく、同年の米価下落に伴う石代納（金納）制と地価算定の見直しや諸県税（民費）の廃止を求めたのが端緒であり、要求の主眼は、適正な地価と適正な米価にあった。これは翌、明治10（1877）年9月1日太政官布告第62号（凶歳租税延納規則）及び同年11月22日太政官布告第80号（代米納許可）と共に、改租作業において明治政府が農民階級に対して行った唯一の譲歩であると言われている。

福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003年、有斐閣）301頁～302頁・305頁～306頁・330頁・335頁～336頁・417頁～423頁・446頁・448頁・地租改正年表16頁・17頁、国立国会図書館近代デジタルライブラリー（<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>）太政官布告、日本近代史研究会編『近代日本史』第3巻（昭和41年、国文社）33頁～36頁

- 9) 一反（段）を360歩とし、反以下の田積を「大・半・小」の小割（3分割、即ち大=240歩・半=180歩・小=120歩）で表示し、畝歩を用いない中世的慣習。児玉幸多『近世農民生活史』（昭和46年、吉川弘文館）13頁～14頁、神崎彰利『検地 縄と竿の支配』（1983年、教育社）81頁、朝尾直弘『体系 日本の歴史⑧』天下統一（1993年、小学館）266頁～267頁、『広島県史』総説（昭和59年、広島県）133頁、光成準治『豊臣期における毛利氏検地の進展と領国支配』（2005年、九州史学第141号抜刷）27頁
- 10) 「作合」とも言い、中世来の重層的な名主職→作職（作手職・作人職・百姓職などとも）→下作職等の耕作・収益権（得分権）を言う。宮川満『太閤検地論』第Ⅱ部（1957年、お茶の水書房）24頁・37頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）
- 11) 『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）281頁・285頁

尚、秀吉の検地にあっても、文禄3（1594）年以前においては、間竿は「六尺」・「六尺三寸」・「六尺五寸」等、地方によってはその使用を異にしていた。（桑田忠親『豊臣秀吉のすべて』（1991年、新人物往来社）98頁～99頁）これは幕藩時代でも同様で「六尺」・「六尺二寸五分」・「六尺三寸」・「六尺五寸」等があり（有尾敬重著・福島正夫解題『本邦地租の沿革』（1977年、御茶の水書房）解題130頁・13頁、塚田利和『地租改正と地籍調査の研究』（1986、御茶の水書房）117頁・123頁、児玉幸多『近世農民生活史』（昭和46年、吉川弘文館）17頁）、後の明治5年の壬申地券交付調査を経て、地租改正でようやく間竿の統一（明治8年5月20日地租改正事務局議定「地租改正条例細目」（第2章「土地丈量ノ事」第1条）・明治8年6月12日地租改正事務局達第3号「丈量間竿ニツキ達」）が図られたが、これ以前に改租作業を終えた県（例えば、山口県は「六尺五寸」の間竿で、明治6年7月28日「地租改正法令」公布前の同6年6月には県下全ての作業を終えている。（福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003年、有斐閣）404頁、三坂圭治『山口県の歴史』県史35（昭和46年、山川出版社）238頁、小川国治編『山口県の歴史』県史35（1998年、山川出版社）285頁）や旧慣の間竿で丈量し、その後、帳簿上で6尺換算・補訂した県もあった。又、このように帳簿の数値に関しては、換算・補訂が行われたにしても、既に作成された地引絵図はそのままで、ただ記載反別のみが訂正された場合が多かった。（佐藤甚次郎『公図読図の基礎』（平成13年（2001）、古今書院）117頁・121頁～126頁）

- 12) 後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ34（昭和47年、山川出版社）89頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）24頁～39頁・79頁・281頁、『広島県史』総説（昭和59年、広島県）133頁～135頁・184頁～185頁、千代田町役場編『千代田町史』通史編（上）第7巻（平成14年、同役場）321頁～323頁・535頁、『福山市史』近世編 中巻（昭和53年、福山市史編さん会）402頁、宮川満『太閤検地論』第Ⅱ部（1957年、お茶の水書房）20

頁、歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 5 近世の形成』(2004年、東京大学出版会) 124頁～130頁、朝尾直弘『体系 日本の歴史⑧』天下統一(1993年、小学館) 273頁～274頁、光成準治『豊臣期における毛利氏検地の進展と領国支配』(2005年、九州史学第141号抜刷) 30頁～33頁、36頁・46頁～47頁、光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』(2007年、校倉書房) 240頁～242頁・254頁～258頁・273頁～275頁

13) 「五間六十間之事」即ち、縦横5間×60間=300歩=1反(段)の意で、1反=300歩制が採られた。光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』(2007年、校倉書房) 256頁

14) 位(段=等級)が下々以下の「見付畑」の類である。『徳川幕府県治要略』では、「見付田」を「砂田・山田・棚田」此種類は其村の下々田にも及ばざる程の、劣等地なるの故を以て等外とし、名稱に就て階級を付し、石盛を定むるものとす、棚田は山間斜面の地に段階をなしたる田地を云ふ。」とし、「見付畑」を「砂畑・山畑・野畑」此種類は田方(たがた)同種類に同じ。」としているので、この第13条・14条は、等外(しょうりょう)規定を示すものである。因に『地方凡例録』には、「其内見附田と云ハ悪地の内にてハ少々宜き処を云、悪田の内の見附ものと云意なるべし、」とある。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和46年、柏書房) 133頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社) 96頁

又、第14条の「かたあらし之山畠」とは、言葉通り「片荒」、即ち隔年(一年又は数年おき)に休耕された山畠を指すものであろうが、この場合、いわゆる「焼畑(やきはた)」=「切畠(切替畑とも)」と同義であろう。『徳川幕府県治要略』では、「焼畑は山中避(僻)遠の村落に限る、山腹險崖の瘠地に發生せる柴・萱・雑草を焼蓋し、降雨を得て灰の濕りたるを其儘肥料に充て、蕎麥、粟、稗、大小豆、の類を蒔付け、別に耕耘を要せず收穫する地を云ふ、固り山間の薄土なれば、一地をして永く繼續すること能はず、今年播種(種蒔)したる地は兩三年放棄し置き、順次甲地より乙地に移り、年々交換使用するものとす、故に切替畑とも云ふ、薙畑、苧生畑、皆同一にして、唯地方に依り名稱を異にするのみ。」としている。呉市史編纂室編『呉市史』第一巻(昭和31年、呉市役所) 125頁、安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和46年、柏書房) 134頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社) 100頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

15) 「茶・楮・桑木之事 付、漆之事」とし、これまで把握されなかった正租(取箇・物成<sup>33)</sup>とも)以外の雑税、即ちこれら産物、いわゆる四木が「小物成」の対象となった条文である。尚、楮(檜)とは、「かじ・こうぞ・かぞ」とも呼ばれ、クワ科の落葉低木で、和紙の原料となる。光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』(2007年、校倉書房) 258頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

16) しなミとは「品見」で、「諸郷をしなミ」とは、いわゆる「村位」規定ではなかろうか。文禄3(1594)年6月17日付けの12か条からなる「関白豊臣秀吉検地条令」(『社寺境内地処分誌』<大蔵省管財局編>14頁)第7条(在々ノ上中下及ヒ井懸り、麦田、日損、水損等善ク甄別シテ斗代ヲ定ムヘシ。)及び同年同日の同か条からなる「就伊勢国御検地相定々々」(『日本経済叢書』巻二、朝川善庵『田園地方紀原』巻上)第7条(在々の上中下、并井懸り・麦田・日損・水損、念を入見分(みわけ)、斗代可相定事、)又、太閤検地としては最後の慶長3(1598)年7月18日に出示された越前一国検地の5か条からなる「右今度御検地上以相定々々」(『西福寺文書』)第2条(田畠并在所之上中下能々見届、斗代相定事)と同様の内容を示すものであろう。森松萬英『境界確定事件に関する研究』【復刻版】(平成14年、財団法人法曹会) 20頁～21頁、日本土地家屋調査士会連合会『土地境界基本実務Ⅱ』境界鑑定Ⅱ(土地法制)(平成14年、同連合会) 13頁～14頁、神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983年、教育社) 62頁～66頁、北島正元編『土地制度史Ⅱ』体系日本史叢書7(1992年、山川出版社) 48頁～49頁、家永三郎監・

青木孝寿外編『日本史資料』上（昭和48年、東京法令出版）256頁、児玉幸多＝佐々木潤之助編『新版 史料による日本の歩み』近世編（2003年、吉川弘文館）16頁、朝尾直弘『体系 日本の歴史⑥』天下統一（1993年、小学館）419頁、笹山晴生＝五味文彦＝吉田伸之＝島海靖編『詳説 日本史史料集』（再訂版）（2004年、山川出版社）161頁～162頁、藤田覚編『史料を読み解く3』近世の政治と外交（2008年、山川出版社）17頁～18頁（文禄三年六月十七日豊臣秀吉検地掟条々写（神宮文庫蔵）就伊勢国御検地相定条々）

- 17) 第16条及び最終22条の「一ツは」及び「ひとつは」とは、一つの環（輪）を以つての意であろう。要するに、米所の村と田畑の少ない山村（山間部）や浦方（沿海部）・島方（島嶼部）、大村と小村、又、大給主<sup>7)</sup>と小給主<sup>19)</sup>の別なく、平たく均しく、公平・均分に検地（平均検地）せよとの意であろう。第17条についても同趣旨である。
- 16) の「関白豊臣秀吉検地条令」最終第12条には「給人<sup>7)</sup> 百姓ノ賄賂ヲ取ルカ如キ私曲ノコト有ラハ速ニ之ヲ糺シ、竿打ノ者違失有ラハ成敗スヘシ。」とし、「就伊勢国御検地相定条々」最終第12条でも「給人<sup>7)</sup>・百姓にたのまれ礼儀・礼物を取、私曲の族有れば、互聞付次第遂に礼明、さほ打のものを不相届に付而は可加成敗、主人相付而は、無容捨在様に可令言上事、」とし、23) の「美濃国山かた郡界目（さいめ）より、常陸・右衛門尉検地の界目の間、南はなから川、北は越前まで検地御掟条々」第4条にも「給人<sup>7)</sup>・百姓にたのまれ、礼銭・礼物一切これを取るべからず、後日に至りても、聞こし召しつけられ次第御成敗を加えらるべきこと」とあり、具体的に検地役人の心得（収賄禁止）を説いている。
- 18) 「はらり」とは、滞ることなく早々に、又、一斉に等しくと言う意でもあり、「はらりと組易」とは、第20条も然り、村限（切）を含む境界確定規定ではなからうか。即ち、入組（土地の境界が錯雑として明確でないこと）＝境界紛争（論所地・争論地）なく、村々、或は村と寺社領など、村民間の請地（高請地）となる一筆の境を公平に確定すると言う意ではなからうか。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）16頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻（昭和50年、近藤出版社）193頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）参考
- 因に16) の「関白豊臣秀吉検地条令」第8条には「村切ニ持所ヲ立テ、入組無ク相究ムヘシ。」とあり、「就伊勢国御検地相定条々」第8条では「村切榜示<sup>66)</sup>を立、入組無之様に可相定、今迄榜示相紛候は、隣郷の上使申談、新榜示界可相定事、」と規定している。
- 19) この規定は兵農分離の一環、在地の小領主的土豪層（第22条の小給主）に対する「城下集住」規定であろう。
- 20) 「祭官」、即ち第21条・最終22条の公領人（給主）＝給人<sup>7)</sup>を指すものであろう。
- 21) 「もちくさし」とは、持ち腐れの意であろう。
- 22) 「生まれ」と思われる。
- 23) 以上22か条には、本文でも触れた「間竿」と共に太閤検地規準であった「京枡（升）」の統一規定がない。16) の「関白豊臣秀吉検地条令」第10条には「升ハ京枡に一定シ、他ノ枡ハ悉ク取上クヘシ。」とし、「就伊勢国御検地相定条々」第9条では「升は京升に相定、則検地為奉行在様に京升を相調可遣、前の升を悉集可取上事、」とし、「右今度御検地上以相定条々」第4条には「京升を以年貢可致納所候、売買も可為同升事」とあり、更に太閤検地当初の天正17（1589）年10月から翌18年に実施された美濃国（岐阜県）一円検地の5か条からなる「美濃国山かた（県）郡界目より、常陸（木村重高）・右衛門尉（増田長盛）検地の界目の間、南はなから（長良）川、北は越前まで検地御掟条々」（『岐阜県史』史料編 近世一）第2条にも「田地、上京外 壺石五斗代、中 壺石参斗代、下 壺石壹斗代に相定むべし、それより下々は見はからい申し付くべきこと」と

ある。神崎彰利『検地 縄と竿の支配』（1983年、教育社）54頁～56頁・101頁～102頁

しかし、秀吉直臣の石田三成配下の検地奉行が文禄3（1594）年9月から翌4年2月まで行った島津領国検地については、これに先立って秀吉から出された文禄3年7月16日付けの5か条からなる検地条目、「嶋津分國検地御掟条々」（東京大学史料編纂所蔵）及び同日付けの7か条からなる村位別の斗代定書、「嶋津分國御検地斗代事」（同所蔵）の中にも間竿と共に京杵の統一規定はない。

つまり、太閤検地には一定の検地規準がありながらも、各地方・地域の現状、又、この輝元の惣国検地と同様、豊臣政権下の諸大名（徳川・伊達・長宗我部・前田・丹羽領など）に任せられた独自の検地規準で検地が実施され、夫々で柔軟な対応がなされていた。歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座5 近世の形成』（2004年、東京大学出版会）124頁～130頁、朝尾直弘『体系 日本の歴史⑧』天下統一（1993年、小学館）273頁～274頁、藤田覚編『史料を読み解く3』近世の政治と外交（2008年、山川出版社）14頁～17頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第5巻（昭和60年、吉川弘文館）（検地）

但し、先の島津領国検地の間竿については、検地惣奉行を務めた三成（石田治小＝治部小輔）の自書・花押のある検地尺（原器、曲尺1尺）が現存（国重文、尚古集成館蔵）し、その裏面（下）には「此寸を以、六しやく三寸を壺間ニ相さため候て、五間ニ六十間を壺たんニ可仕候也」と記されており、又、斗代定書（嶋津分國御検地斗代事）の第1条にも「五間・六十間壺反事 但 あぜ井ミそ除也」とあり、太閤検地規準であった1間＝曲尺6尺3寸制（京制）と、一反＝300歩制の規定、加えて田畑屋敷の品質査定（等級・斗代）、畔際引（畔引・畦引とも）・溝代引の規定などは、必ずしも検地条目中に集約されていた訳ではなかった。林屋辰三郎『日本の歴史12』天下統一（2005年、中央公論新社）475頁、NHK歴史誕生取材班編『歴史誕生7』（平成2年、角川書店）39頁～40頁（天下人秀吉の誤算）、藤田覚編『史料を読み解く3』近世の政治と外交（2008年、山川出版社）16頁・17頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第5巻（昭和60年、吉川弘文館）（検地）、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）

[BACK](#)

[NEXT](#)